

広島市東部地区連続立体交差事業の都市計画変更について

【問い合わせ先】
広島市 道路交通局 道路部 街路課 東部地区整備係
住所：広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
電話：082-504-2826（直通） Eメール：gairoka@city.hiroshima.lg.jp

1 はじめに

広島市東部地区連続立体交差事業は、広島県と広島市が一体となって、広島市の東部地区（南区・安芸区）、府中町及び海田町の鉄道と道路を立体交差するとともに、関連街路を整備することにより、交通の円滑化や南北市街地の一体化、踏切の安全確保を図るものであり、平成11年3月に都市計画決定し、平成14年3月に事業認可を取得して、用地買収等を進めてきました。

その後、県・市の公共事業予算を取り巻く環境が急激に厳しくなる中、平成24年2月から事業の見直しを行ってきた結果、I期・II期の分割施工とする「見直し修正案」（以下、「変更計画」という。）を取りまとめ、本年2月に広島県・広島市・府中町・海田町の4者で合意し、3月には地元説明会を開催したところです。

本市としては、今後、共同事業者である広島県とともに、この「変更計画」で事業を進めていくことにしており、そのために必要な都市計画変更を行うに当たり、この度、計画内容等を取りまとめました。

【位置図】



2 都市計画変更の内容

2、3ページに変更内容の概要を図示

(1) 鉄道の構造形式、区間の変更

変更1 I期・II期の分割施工に伴い、的場川西踏切で一旦高架を下すことにより、堀越第1踏切付近～船越中央線付近の区間L=約470mについて、構造形式を嵩上式（高架構造）から地表式（擁壁構造）に変更

変更2 呉線の高架化の短縮に伴い、矢野地区の区間L=約440mを削除

(2) 鉄道及び道路の区域の変更

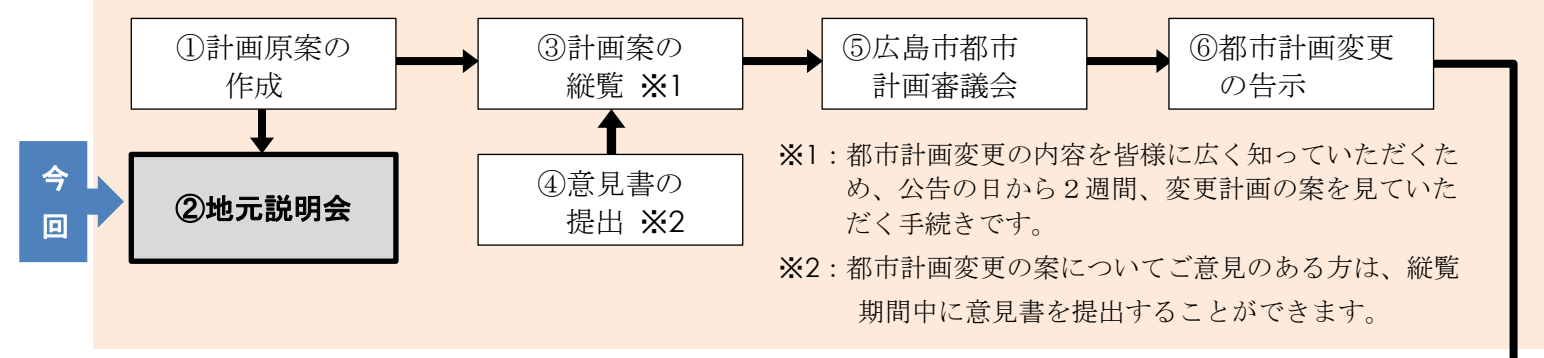
変更3 変更1の構造変更（高架構造⇒擁壁構造）に伴い、擁壁構造区間となる鉄道区域を北側にW=2.0m拡大

変更4 変更1の構造変更（高架構造⇒擁壁構造）に伴い、高架下沿道利用ができない擁壁構造区間に接する青崎中店線の区域をW=2.0m縮小

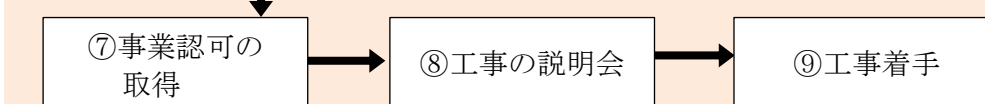
※ 鉄道と道路をあわせた区域に変更なし

3 都市計画変更の手続きと事業の流れ

◆都市計画変更の手続きの流れ

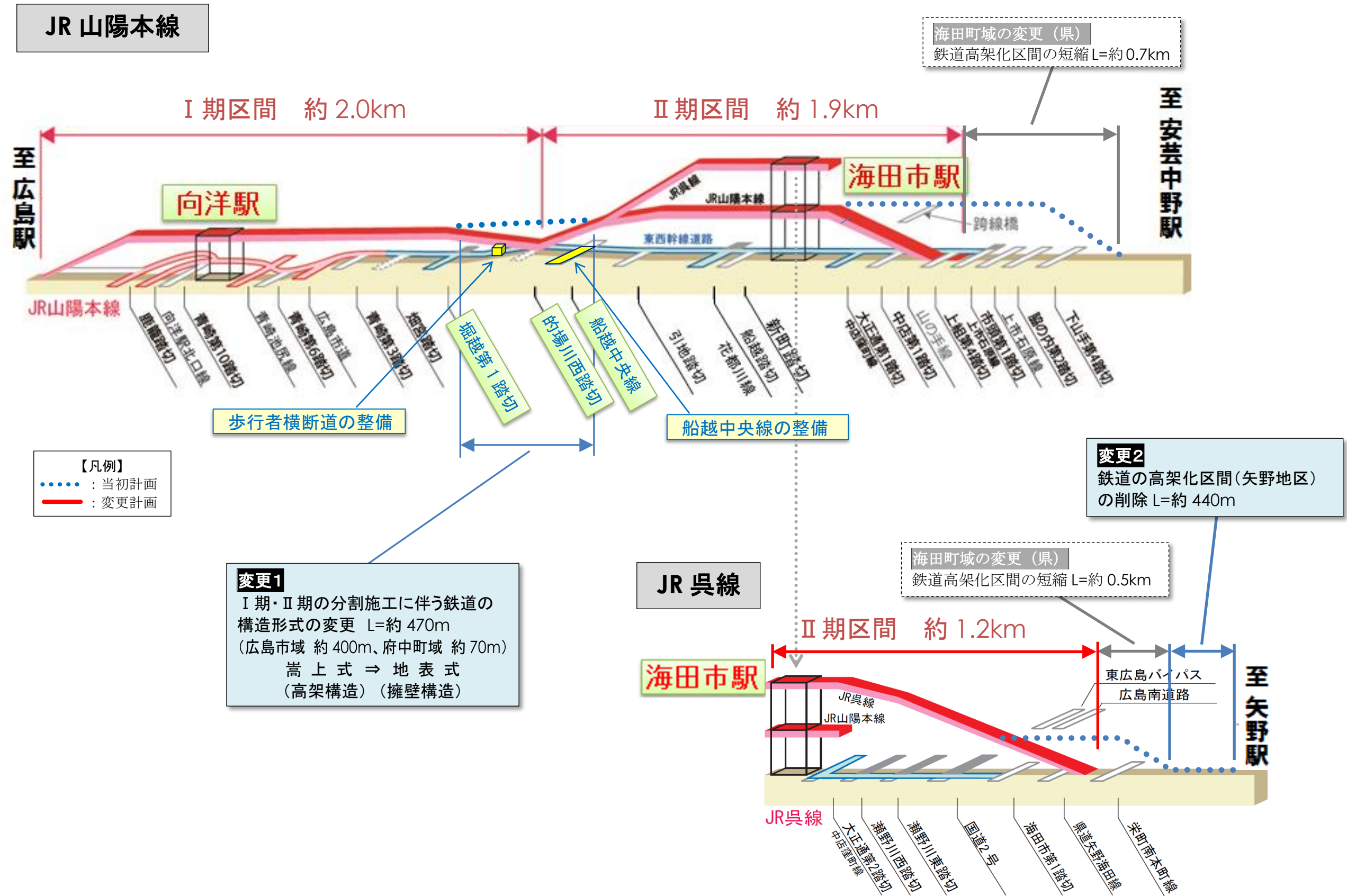


◆事業の流れ



2 都市計画変更の内容 概要図

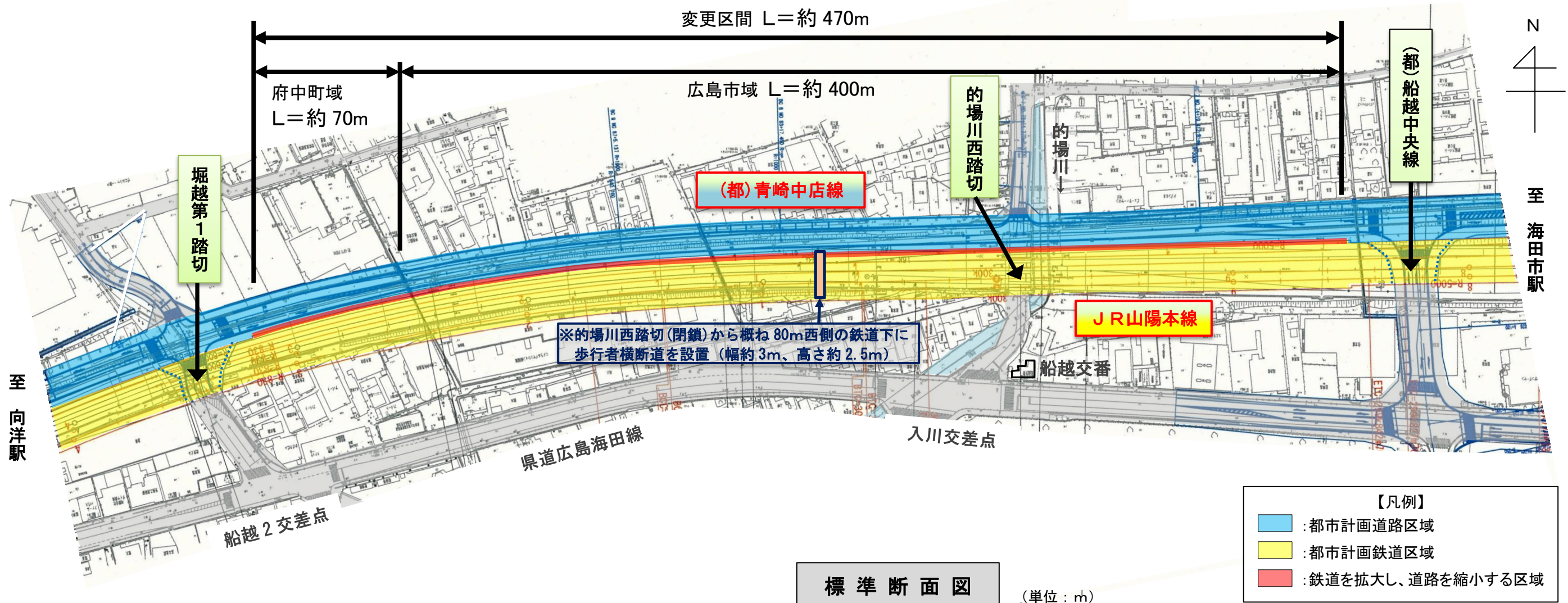
(1) 鉄道の構造形式、区間の変更



(2) 鉄道及び道路の区域の変更

平面図

変更区間 L=約 470m



標準断面図

(単位: m)

